

直売所販売農産物リストひな型作成業務委託仕様書

この仕様書は、佐久地域振興局佐久農業農村支援センター（以下「委託者」という。）が行う佐久地域の農産物直売所において販売されている農産物リストのひな型作成業務（以下「本業務」という）を委託するにあたり、必要な事項を定めるものである。

1 目的

佐久地域の直売所で販売する農産物の情報を宿泊施設に情報提供し、佐久地域産農産物の利用を促進するために、直売所において販売されている農産物の月別販売数量等を、直売所自らが整理、リスト化する方法を構築する。

2 関係法令

本業務の実施に関しては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守して行うこと

- (1) 長野県財務規則(昭和 39 年長野県規則第 8 号)及び諸規則
- (2) 委託契約書
- (3) その他関連法令及び通達

3 委託期間

契約締結日から令和 6 年 12 月 27 日まで

4 業務内容及び実施時期

(1) 内容

直売所が POS システムのデータ等を簡便な方法でエクセルのひな型に入力することで、販売数量、販売金額がリスト化できるものとする。

(2) ひな型の詳細について

- ア データ入力用のひな型はエクセルで作成する。
- イ データ入力は POS データの利用を含め、簡便な方法とする。
- ウ 入力データを反映させたリストは月を三旬程度に分け、1 年間分を表示できるものとする。
- エ 販売数量・販売金額を多、中、少に区分し、色を変えて表示するなど、増減が分かりやすいものとする。
- オ 多・中・少の区分は各直売所が設定可能とする。

(3) 利用想定場面

各直売所が自らの販売量・販売金額のデータをひな型に入力し、リストを作成する。

リストの使用方法は以下を想定する。

- | | |
|--------|--------------------------|
| 宿泊施設向け | 印刷したリストの配布、電子データを HP に掲載 |
| 一般消費者 | 印刷したリストの店舗内での掲示 |
| 直売所出荷者 | 印刷したリストを配付 |

(4) 仕様

電子データ

(5) その他

- ア 11月に委託者が実施する直売所運営者等との打合せに参加し、出席者から聴取した意見を反映させること。
- イ 完成までに委託者による内容確認及び、直売所において動作確認の機会を設けること。(1回程度)
- ウ 動作確認の際に直売所から聴取した意見を反映させること。

5 委託者への報告

(1) 事業実施計画書

受託者は契約締結時に、事業実施計画書(任意様式)を委託者へ提出すること。

(2) 進捗状況等報告

受託者は、委託者から要望があった場合には、速やかに進捗状況を報告するものとする。なお、委託期間の途中で中間成果品の提出を求めることがある。

6 成果品

業務完了時の提出する成果品は以下のとおりとする。

- (1) 作成ひな型一式(CD-R または DVD-R)
- (2) 委託業務完了報告

7 完了検査

- (1) 受託者は、本業務の完了後に委託者の検査を受けるものとする。
- (2) 成果品について委託者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

8 業務上の留意事項

- (1) 個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- (2) 事業の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用しないこと。
- (3) 制作物が他社の所有権や著作権を侵すものではないこと。
- (4) 本事業に関する所有権や著作権は、原則として佐久農業農村支援センターに帰属すること。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術等に関する権利については、受託者に留保するものとし、この場合、佐久農業農村支援センターは当該権利を非独占的に使用できるものとする。

9 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。
- (2) 受託者は個人情報の保護に十分注意し、流出、損失を生じないこと。
- (3) 受託者は成果品(業務の遂行過程において得られた記録等を含む)を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの

限りではない。

10 その他

- (1) 受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得なければならない。
- (2) 委託者は本仕様書に記載されていない事項については、委託者の指示に従わなければならない。
- (3) 委託料または履行期間を変更する必要があるときは、受託者と委託者の協議の上、書面によりこれを定める。
- (4) 受託者は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、委託者と協議しなければならない。
- (5) 本業務における成果物の所有権や著作権は、全て委託者に帰属し、委託者は連絡なく加工及び二次利用できるものとする。